

令和 2 年

第 1 回 定例市議会

議 案 書

阿 久 根 市

付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
1	令和元年度阿久根市一般会計補正予算（第4号）	別 冊
2	令和元年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別 冊
3	令和元年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第3号）	
4	令和元年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）	
5	令和元年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）	
6	令和元年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
7	令和元年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）	
8	公平委員会の委員の選任について	
9	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	3
10	阿久根市まちづくりビジョンについて	5
11	市道路線の認定について	6
12	阿久根市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	9
13	阿久根市総合開発審議会条例を廃止する条例の制定について	11

1 4	阿久根市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について	1 3
1 5	阿久根市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 6
1 6	阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 8
1 7	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	2 0
1 8	阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
1 9	阿久根市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
2 0	阿久根市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	2 7
2 1	阿久根市国民健康保険基金条例を廃止する条例の制定について	3 0
2 2	阿久根市出生祝い商品券支給条例の一部を改正する条例の制定について	3 2
2 3	阿久根市はり，きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 4
2 4	阿久根市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について	3 6
2 5	寺島宗則記念館の設置及び管理に関する条例の制定について	3 8
2 6	阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	4 2
2 7	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	4 9
2 8	阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	5 2

29	簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の改正等に関する条例の制定について	54
30	令和2年度阿久根市一般会計予算	別冊
31	令和2年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	別冊
32	令和2年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	
33	令和2年度阿久根市介護保険特別会計予算	
34	令和2年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	
35	令和2年度阿久根市水道事業会計予算	

議案第 8 号

公平委員会の委員の選任について

下記の者を，公平委員会の委員に選任したいので，地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により，議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※
氏 名	栗 野 美 喜
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

公平委員会の委員 栗 野 美 喜 氏が令和 2 年 6 月 9 日をもって任期満了となるので，更に同氏を選任しようとするものである。

議案第 8 号 参考

栗 野 美 喜 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市 ※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和 ※※年 ※※月 ※※日

学 歴

昭和 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 主 な 役 職

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第9号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を、固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年2月27日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※※
氏 名	林 健太郎
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員 竹原幸佑氏が令和2年3月31日をもって任期満了となるので、その後任として林健太郎氏を選任しようとするものである。

議案第9号参考

林 健太郎 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※※年※※月※※日

学 歴

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第10号

阿久根市まちづくりビジョンについて

阿久根市まちづくりビジョンを別添のとおり定めたいので、阿久根市議会の議決すべき事件に関する条例（平成23年阿久根市条例第18号）第2条第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想等を定める阿久根市まちづくりビジョンを策定しようとするものである。

議案第 1 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により，次の路線を市道に認定したいので，同条第 2 項の規定に基づき，議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 7 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

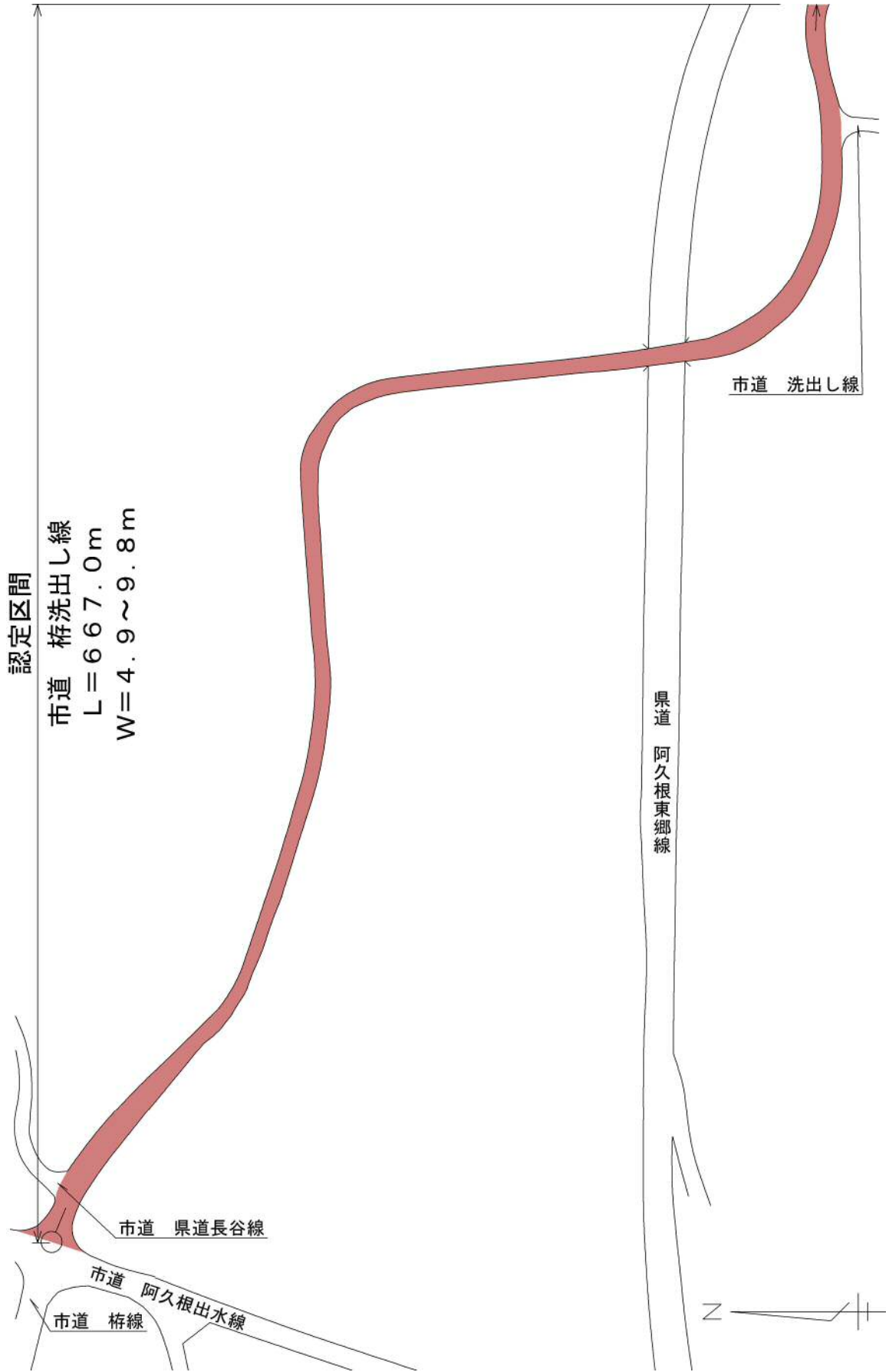
番号	路線名	起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	重要な経過地
1	梶村中線	鶴川内 4 4 1 0 番 1 地先	鶴川内 4 4 0 5 番 4 地先	5.0 ～ 35.9	180.0	市道中央線 市道阿久根出水線
2	梶洗出し線	鶴川内 5 0 9 2 番 1 地先	鶴川内 3 7 9 7 番 1 地先	4.9 ～ 9.8	667.0	市道阿久根出水線 市道県道長谷線 市道洗出し線

提案理由

県道の移管に伴い，市道認定するものである。

議案第11号参考





議案第 1 2 号

阿久根市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 5 4 号）が施行されることに伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市監査委員条例の一部を改正する条例

阿久根市監査委員条例（昭和39年阿久根市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

議案第13号

阿久根市総合開発審議会条例を廃止する条例の制定について

阿久根市総合開発審議会条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月27日提出

阿久根市長 西平良将

提案理由

総合計画と地方創生に係る総合戦略を統合したまちづくりビジョンの策定に当たっては、検討委員会を設置しこれまでの事業検証を行いながら協議・検討を行ってきたが、今後においても同様に行うことが効果的であることから、条例を廃止しようとするものである。

(別紙)

阿久根市総合開発審議会条例を廃止する条例

阿久根市総合開発審議会条例（昭和41年阿久根市条例第6号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 4 号

阿久根市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

阿久根市情報公開条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

情報公開に係る請求権の拡大並びに情報の公開及び個人情報の開示について費用の負担軽減を図るため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市情報公開条例等の一部を改正する条例

(阿久根市情報公開条例の一部改正)

第1条 阿久根市情報公開条例(平成13年阿久根市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

第6条第1項各号を次のように改める。

(1) 公開請求する者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項

第18条を次のように改める。

(費用の負担)

第18条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 公開請求をして公文書の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録を複写したものを含む。以下同じ。)の交付を受けようとする者は、当該写しの交付に必要な費用を負担しなければならない。

(阿久根市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 阿久根市個人情報保護条例(平成15年阿久根市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

(費用の負担)

第25条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 第23条の規定により写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録を複写したものを含む。以下同じ。)の交付を受けようとする者は、当該写しの交付に必要な費用を負担しなければならない。

い。

(阿久根市手数料条例の一部改正)

第3条 阿久根市手数料条例(平成12年阿久根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中46の項を削り、47の項中「20円」を「10円」に、「日本工業規格B列4判」を「日本産業規格A3」に改め、同項を46の項とし、48の項を47の項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市情報公開条例、阿久根市個人情報保護条例及び阿久根市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる公文書の閲覧及び写しの交付について適用する。

議案第 15 号

阿久根市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

国家公務員の超過勤務命令の上限の設定等の措置に準じ，職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を定めるため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年阿久根市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか，同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

議案第16号

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月27日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

阿久根市総合開発審議会条例を廃止する条例及び阿久根市公民館条例の一部を改正する条例の制定に伴い、関係する審議会等の委員を削除するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和
41年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中第44号及び第45号を削り，第46号を第44号とし，
第47号から第66号までを2号ずつ繰り上げる。

第2条 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を次のように改正する。

別表中第55号を削り，第56号を第55号とし，第57号から
第64号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から，第2条の規定は令和2年
10月1日から施行する。

議案第 17 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が施行されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行うものである。

(別紙)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(一般職に属する職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職に属する職員の給与に関する条例(昭和26年阿久根市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「,若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り,同条第4項中「,若しくは失職し」を削る。

第11条の3第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り,同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第11条の4第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第11条の5第1項中「,若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り,同条第2項第1号中「,若しくは失職し」を削る。

第14条第6項中「,若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り,「第11条の2第1項の」を「同項の」に改める。

(阿久根市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 阿久根市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年阿久根市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条に見出しとして「(失職の例外)」を付し,同条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年阿久根市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（阿久根市印鑑条例の一部改正）

第4条 阿久根市印鑑条例（昭和54年阿久根市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「満15歳未満の者及び成年被後見人については」を「次に掲げる者は」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第3項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第7条第1項第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

（阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第5条 阿久根市職員等の旅費に関する条例（平成2年阿久根市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改める。

（阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年阿久根市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）が公布されたことに伴い、奨学金の貸付けに関する規定を見直すため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例

阿久根市奨学金貸付基金条例（平成4年阿久根市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を次のように改める。

- 4 国，地方公共団体その他の団体から奨学金その他これに類する資金を借り受ける者に対しては，奨学金の貸付けを行わない。

附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

議案第19号

阿久根市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月27日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

大川中学校の閉校に伴い、同中学校の屋内運動場を大川小学校の屋内運動場として使用するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

阿久根市立学校施設使用条例（昭和33年阿久根市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

折多小学校屋内運動場
阿久根中学校屋内運動場
大川中学校屋内運動場

を

」

「

大川小学校屋内運動場
折多小学校屋内運動場
阿久根中学校屋内運動場

に改める。

」

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 20 号

阿久根市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

阿久根市働く女性の家を公民館施設とするため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市公民館条例の一部を改正する条例

阿久根市公民館条例（昭和54年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

阿久根市大川地区公民館	阿久根市大川8219番地1
-------------	---------------

」

を

「

阿久根市大川地区公民館	阿久根市大川8219番地1
阿久根市中央公民館鶴見分館	阿久根市鶴見町166番地

」

に改める。

別表の1中

「

大川地区公民館	講堂	330	440	880
	調理室	440	550	1,100
	その他の室	220	330	660

」

を

「

大川地区公民館	講堂	330	440	880
	調理室	440	550	1,100
	その他の室	220	330	660
中央公民館鶴見分館	講習室1	1時間につき240円		
	講習室2	1時間につき300円		
	講習室3	1時間につき240円		
	講習室4	1時間につき300円		
	料理実習室	1時間につき620円		
	軽運動室	1時間につき360円		
	大会議室	1時間につき500円		

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(阿久根市働く女性の家条例の廃止)

2 阿久根市働く女性の家条例（昭和57年阿久根市条例第8号）は、
廃止する。

議案第 2 1 号

阿久根市国民健康保険基金条例を廃止する条例の制定について

阿久根市国民健康保険基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

国民健康保険の制度改革に伴い、国民健康保険の保険給付費に要する費用は県から交付される国民健康保険保険給付費等交付金で賄われることとなり、条例の設置目的が失われていることから、条例を廃止しようとするものである。

(別紙)

阿久根市国民健康保険基金条例を廃止する条例

阿久根市国民健康保険基金条例（昭和39年阿久根市条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年5月31日から施行する。

議案第 2 2 号

阿久根市出生祝い商品券支給条例の一部を改正する条例の制定
について

阿久根市出生祝い商品券支給条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり定める。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

出生祝い商品券の額を出生児 1 人につき 1 0 万円とし、子育て支援
の拡充を図るため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市出生祝い商品券支給条例の一部を改正する条例

阿久根市出生祝い商品券支給条例（平成23年阿久根市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（支給額）

第3条 支給する商品券の額は，出生児1人につき10万円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の阿久根市出生祝い商品券支給条例の規定は，この条例の施行の日以後に出生した子に係る出生祝い商品券の支給について適用し，同日前に出生した子に係る出生祝い商品券の支給については，なお従前の例による。

議案第 23 号

阿久根市はり，きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市はり，きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

はり，きゅう施術の 1 回当たりの助成額を引き上げ，利用実態に合わせ受診券の交付枚数を減じるとともに，施術所を有せず専ら出張のみによって，はり，きゅう施術業を営む者も施術者として指定するため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市はり，きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市はり，きゅう施術料の助成に関する条例（昭和48年阿久根市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「30回」を「20回」に改める。

第5条第1項中「600円」を「900円」に改める。

第8条第2号中「有する者」の次に「又は市内に住所を有する者であつて，専ら出張のみでその施術を行う者」を加える。

附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

議案第 2 4 号

阿久根市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

高齢化の進展及び社会情勢の変化を考慮し、満 1 0 1 歳以上への祝金支給を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例

阿久根市長寿祝金支給条例（平成17年阿久根市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「若しくは満101歳以上の者」を削る。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第4条第1項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改め、同条第2項中「前条第4号」を「前条第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 25 号

寺島宗則記念館の設置及び管理に関する条例の制定について

寺島宗則記念館の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

阿久根市指定文化財である松木弘安（寺島宗則）旧家について公の施設として設置及び管理を行うため、この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

寺島宗則記念館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 阿久根市指定文化財である松木弘安（寺島宗則）旧家を保全し、寺島宗則の遺徳をしのび、その功績を顕彰及び伝承し、人材の育成及び教育の振興を図るとともに、市民に憩いの場を提供し、さらに、人々の交流を促進するため、寺島宗則記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 寺島宗則記念館
- (2) 位置 阿久根市脇本8978番地1

(業務)

第3条 記念館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 記念館の保全に関する業務
- (2) 史料の展示及び屋敷内の観覧に関する業務
- (3) 寺島宗則の功績の普及啓発に関する業務
- (4) 交流人口の増加の促進に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、記念館の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

(休館日)

第4条 記念館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 記念館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 市長は、記念館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の

規定にかかわらず，開館時間を変更することができる。

（使用の許可）

第6条 記念館を使用しようとする者は，あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも，また同様とする。

2 市長は，必要があると認めるときは，使用許可に条件を付することができる。

3 市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し，又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設，設備及び備品（以下「施設等」という。）を毀損し，若しくは汚損し，又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) その他管理運営上支障があると認められるとき。

4 使用者は，記念館の使用許可を受けた目的以外の目的に使用し，又は，使用の権利を他に譲渡し，若しくは転貸してはならない。

（使用の制限等）

第7条 市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，使用許可を受けた事項を変更し，使用許可を取り消し，又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者が使用許可の目的又は使用許可に付された条件に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又は市長の指示した事項に違反したとき。

(3) 使用者が不正の手段により使用許可を受けたとき。

2 前項の規定により使用許可を受けた事項を変更し，使用許可を取り消し，又は使用の停止を命じた場合において，使用者の損害が生じても，市長は，その責めを負わないものとする。

3 市長は，記念館へ入館する者が，前条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は，その者の入館を拒否し，又は退館を命ずることができる。

(施設等の原状変更禁止)

第8条 使用者は、施設等の原状を変更してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により施設等の原状を変更したときは、市長の指示に従い、施設等の使用終了後、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第9条 使用者は、故意又は過失により施設等を毀損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、これによって生じる損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 記念館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条の業務
- (2) 記念館の使用の許可及び使用の制限等に関する業務
- (3) 施設等の維持管理及び軽微な修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が記念館の管理上必要と認める業務

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 26 号

阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

全国的な地価水準の下落により鹿児島県道路占用料徴収条例（昭和 28 年鹿児島県条例第 39 号）の占用料単価が改定されたため、これに準じて市道における占用料を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

阿久根市道路占用料徴収条例（平成3年阿久根市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

(単位：円)

占有物件		単位	占有料	摘要
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき	630	占有物件たる 電柱，電話柱 を支えている 支線又は支柱 の占有料は徴 収しない。
	第2種電柱	1年	970	
	第3種電柱		1,300	
	第1種電話柱		570	
	第2種電話柱		900	
	第3種電話柱		1,200	
	その他の柱類		57	
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メー トルにつき	6	
地下に設ける電線そ の他の線類	1年	3		
路上に設ける変圧器	1個につき 1年	550		
地下に設ける変圧器	占有面積1 平方メート ルにつき1 年	340		
変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき 1年	1,100		
郵便差出箱及び信書 便差出箱		480		

	広告塔	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	580	
	家屋その他これに類 する工作物	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	570	
	その他のもの		1,100	
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	24	専用住居用排 水管の占用料 は徴収しな い。
	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未 満のもの		34	
	外径が0.1メートル 以上0.15メートル未 満のもの		51	
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未 満のもの		68	
	外径が0.2メートル 以上0.3メートル未 満のもの		100	
	外径が0.3メートル 以上0.4メートル未 満のもの		140	
	外径が0.4メートル 以上0.7メートル未 満のもの		240	
	外径が0.7メートル 以上1メートル未 満のもの		340	

	外径が1メートル以上のもの		680		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,100		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額		
	通路	上空に設けるもの		290	
		地下に設けるもの		170	
		その他のもの		340	
	その他のもの		1,100		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	6		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	58		
政令第7条第1号に掲げる	看板（ア）一時的に設けるものを	表示面積1平方メートルにつき1	58		

物件	除く。)		月	
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	580
	標識		1 本につき 1 年	900
	旗ざお	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	6
		その他のもの	1 本につき 1 月	58
	幕（政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であることを除く。）	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	6
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	58
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	580
		その他のもの		290
	政令第 7 条第 2 号に掲げる工			占用面積 1

作物		平方メートル		
政令第7条第3号に掲げる施設		平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1	58	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		月	110	
政令第7条第8号に掲げる施設	上空，トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる	建築物		Aに0.024を乗じて得た額	

施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの		Aに0.017を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる	上空，トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	
応急仮設建築物	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額	
政令第7条第13号に掲げる施設	上空，トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	
その他のもの		占用物件の種類ごとに市長が定める額		

附 則

- 1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市道路占用料徴収条例別表の規定は，この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料について適用し，同日前の占用の期間に係る占用料については，なお従前の例による。

議案第 27 号

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

民法（明治 29 年法律第 89 号）の一部改正に伴い，連帯保証人に極度額を設定するほか，連帯保証人として機関保証を受けられるようにし，また，老朽化した市営住宅について，その用途を廃止する等のため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例

阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「明らかな者」を「明らか」に改め、同項第4号中「者である」を削る。

第7条第2項中「第21条の」を「第40条の」に改める。

第11条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 連帯保証人との連署（連帯保証人が法人である場合は、連帯保証人については記名押印。第2項において同じ。）による請書を提出すること。

第11条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第12条の見出し中「の変更等」を削り、同条第2項中「勤務先」の次に「（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）その他市長が別に定める事項」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項第1号中「死亡した」を「死亡し、又は解散した」に改め、同項第3号中「居所」の次に「（法人にあっては、代表者の住所又は居所）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加え、同項を同条第2項とする。

- (5) 前条第1項第1号の請書に基づき市営住宅の入居者に代わって負担した額が極度額（民法（明治29年法律第89号）第465条の2第1項に規定する極度額をいう。）に達したとき。

第12条に第1項として次の1項を加える。

前条第1項第1号の連帯保証人は、次に掲げる者とする。

- (1) 次の条件のいずれも具備する個人で市長が適当と認める者
 - ア 市内に住所を有すること。（市長が特別の事情があると認める場合を除く。）
 - イ 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有すること。

(2) 市長が適当と認める法人

第19条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、「第32条第2項」の次に「（第36条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第4項」を「若しくは第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第41条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

第67条中「家賃」の次に「又は第32条第2項若しくは第41条第3項若しくは第4項」を加える。

別表の1の表22の項戸数の欄中「7」を「6」に改め、31の項戸数の欄中「5」を「3」に改め、58の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 28 号

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

阿久根大島公園の有料公園施設の利用可能期間を変更し、当該施設の利用者の利便性の向上及び本市の観光入込客数の増加を図るため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例

阿久根市都市公園条例（昭和32年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1阿久根大島公園の項中「7月の第1土曜日から8月31日までを除く日」を「なし」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の改正等に関する条例の制定について

簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の改正等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

簡易水道事業の水道事業への統合に伴い、関係条例について所要の改正等を行うものである。

(別紙)

簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の改正等に関する条例

(阿久根市特別会計条例の一部改正)

第1条 阿久根市特別会計条例(昭和39年阿久根市条例第22号)の一部を次のように改正する。

本則中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(阿久根市給水条例の一部改正)

第2条 阿久根市給水条例(昭和40年阿久根市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第9条第1項の指定の更新をするとき 1件につき
10,000円

第37条第2項中「第5号」を「第6号」に改める。

第40条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

(阿久根市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 阿久根市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年阿久根市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「18,500人」を「19,900人」に改め、同条第4項中「12,562立方メートル」を「13,731立方メートル」に改める。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第4項」に改める。

別表中

「

晴海町	〃
-----	---

」

を

「

晴海町	〃
塩鶴町	〃
塩浜町	〃

」

に，

「

赤瀬川	〃
西目	佐潟，高之口，大川島，飛松
折口	牟田，折口東，永田上，永田下，大林
山下	遠矢，馬場（園田地区を除く。）
多田	内田，大下，丸内，陳之尾
鶴川内	桑原城下の一部

」

を

「

赤瀬川	〃
折口	〃
多田	〃
鶴川内	〃（木佐木野，尾原，米次を除く。）
山下	〃（弓木野を除く。）
西目	〃（落を除く。）
大川	〃（尻無の一部を除く。）
脇本	〃（大淵川，松ヶ根，八郷の一部を除く。）

」

に改める。

（阿久根市簡易水道布設工事分担金徴収条例及び阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の廃止）

第4条 次に掲げる条例は，廃止する。

- (1) 阿久根市簡易水道布設工事分担金徴収条例（昭和47年阿久根市条例第10号）
- (2) 阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例（平成15年阿久根市条例第35号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の阿久根市特別会計条例第2号の簡易水道特別会計の令和元年度分の出納及び決算については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに阿久根市簡易水道事業特別会計に属する財産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計剰余金は、施行日以後阿久根市水道事業会計に帰属するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に廃止前の阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の規定により給水を受けている者は、改正後の阿久根市水道事業の設置等に関する条例の規定により給水を受けている者とみなす。

